

令和8年9月16日付け公告の内容

群馬県高崎市、藤岡市、富岡市、甘楽郡下仁田町及び同郡甘楽町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする鐺川二期土地改良事業（国営施設機能保全総合対策・農地防災）を国営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

当該計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

国営鐺川二期土地改良事業計画概要書（国営施設機能保全総合対策・農地防災）

2 縦覧の期間

令和8年9月16日から令和8年10月8日まで

3 縦覧の場所

群馬県高崎市、藤岡市、富岡市、甘楽郡下仁田町及び同郡甘楽町のウェブサイト

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

kabura@kaburagawa.jp

（2）意見書の提出期限

令和8年10月8日

（3）意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせする必要があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

- ④ 電話での意見はお受けできません。
- ⑤ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、群馬県高崎市田園整備課、藤岡市農政課、富岡市土地改良課、甘楽郡下仁田町農林課又は同郡甘楽町建設課までお問い合わせください。